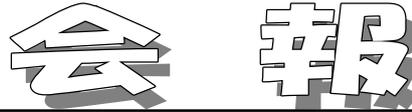


2012年5月17日



会社の準備書面が出されてきました。会社の主張と私たちの考え方や反論のポイントを紹介します。【第1回】

### 1) 解雇権濫用法理と期待権について

会社は、原告の雇用を民営化前と民営化後にわけ、民営化前については任用関係であるとして解雇権濫用法理の類推適用を否定し、雇用は民営化で一端打ち切られているので雇用継続の期待権を検証する場合は民営化前を考慮すべきでないとしています。さすがに会社も民営化以降については解雇権濫用法理を否定していません。民営化以降だけでも原告達は4年間、7回にも渡って雇用の更新が行われており解雇権濫用法理が適用されることは明らかだからです。会社がことさら民営化前の「任用関係」を強調しているのも争点をずらして有利な土俵で闘いたいとの思惑があると考えています。

雇用継続の期待権については、岡山の萩原裁判の高裁判決が公社時代を含めて認めており、これを根拠に主張していくつもりです。

会社のもうひとつの主張は、65歳を超えた場合には雇用が更新されないことを承知した上で雇用契約を更新したというものです。原告達が雇い止めになるまでに有給休暇をほぼ全て消化していたこともそれを自認していたものだと主張しています。

こうした主張は、スキル裁判でもされていますが、非正社員の弱い立場を理解しようとしないうる裁判官にはそれなりの効

果があります。なかなか大変ですが、①採用時や民営化時は65歳を超えると雇用更新されないことを知らされていなかった。②H23年4月の更新時に初めて知ったが、異議を唱えれば雇用更新されないことは明らかであり、年齢からも別の会社での雇用は極めて難しいことから選択の余地はなかった。ことを主張していく予定です。

有給休暇の消化も原告達が請求して消化しているのではなく、勤務指定の段階で割り振られていたものです。会社の主張には根拠もなく、この点も指摘して反論していくこととなります。

### 第3回口頭審問

★6月6日 午前10時

★東京地裁527号法廷

合議制となり大きな法廷(傍聴席42席)での審理です。傍聴席を埋め尽くすためにみなさんの傍聴をお願いします。

**終了後、弁護士会館507号会議室で報告集会**を行います。

### <当面の取り組み>

- 第7回支える会事務局会議  
6月2日 18:30 郵政共同センター
- 東京総行動  
6月20日 日本郵政本社前 14:25
- 「65歳解雇裁判」支援集会  
7月10日 18:30 場所未定

# 高齢者は仕事のノウハウを熟知した貴重な存在

私は、平成18年4月1日に当時の佐倉郵便局（現、郵便事業会社佐倉支店）に非正規社員（期間雇用社員）として採用されました。それまでは佐倉郵便局のゆうパックの配送を請け負う会社で約3年ゆうパックの配送を行っていましたが、同社が廃業したために佐倉郵便局に採用されました。その後、平成23年9月30日まで働いてきました。

採用時に就業規則等いくつかの書類を渡されましたが、その中に定年に関する規定はどこにもありませんでした。当時の課長に定年について聞きましたが、「非正規社員は定年の規定がないので元気で働ける間は継続雇用しますので頑張ってください。」とのことでした。その後も定年に関する一切説明はなく、平成22年3月頃突然、所属の二集課長より「あなたは定年に達しているので9月以降の契約はありません」との書類を渡されました。今まで定年の規定はないと聞かされていたので、そのようなことを突然言われても承服できませんので課長に次の質問をしました。

- ① 定年の規定はいつ作ったのか。就業規則を見せて欲しい。
- ② なぜ事前に説明しなかったのか。就業規則を改定したなら全社員に周知するのが会社の責務ではないか。
- ③ 会社は非正規社員を無視しているのか。
- ④ J P 統合で出した莫大な赤字を人件費の削減で埋めるために定年制を入れたのではないか。

しかし、何一つ返答はありませんでしたので、私は「回答があるまでは通告書は受け取ることはできないので必ず回答してください。」とお願いし、課長も必ず回答す

ると約束しました。その後、退職するまで何の回答もありません。社員に求めることは厳しく、自分は無責任に振る舞う課長にあきれました。

その後、9月での65歳定年は、周知に不備があったとのことで見送りになり、23年3月の初め頃、企画室長と課長に呼び出され「あなたは既に定年を過ぎていますが、特別に9月まで4時間勤務で雇用してあげますがいかがですか」と恩着せがましく言われました。まだまだ働きたい気持ちがありましたので、その場は受け入れましたが、何か釈然としないものがあり、同僚に話したところ数名が同じ条件で通告されていました。

これを撤回させるには組合に入って撤回を求めるしかないと思い、仲間とどの組合が真剣に取り組んでくれるか調べて郵政ユニオンに加入することにしました。組合のみなさんのおかげで会社は8時間勤務に変更することになりました。組合がなければただ泣き寝入りするしかなかったことを思うと感謝の気持ちで一杯です。

赤字の責任も取らず、労働弱者をいじめ、保身しか考えていない上司こそ解雇するべきではないでしょうか？ 物流事業は人海戦術なくしては成り立たないと思います。高齢者は仕事のノウハウを熟知している貴重な存在であることを会社は真に認めて呼び戻すべきだと思います。

65歳雇い止め・定年制無効裁判に原告の一員として加わることになりました。共に闘って行きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

（元佐倉支店・辻哲夫）